

三朝町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3 月

三朝町通学路安全対策推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、関係機関のご協力のもと危険個所について必要な対策を講じてきました。

この小中学校の通学路の安全確保に向けた取り組みを、継続的に確かなものとして行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「三朝町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携をとりながら、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全対策推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「三朝町通学路安全対策推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 中部総合事務所県土整備局計画調査課
- ・ 倉吉警察署交通課
- ・ 三朝町建設水道課
- ・ 三朝町危機管理課
- ・ 三朝町小中学校
- ・ 三朝町教育委員会事務局教育総務課

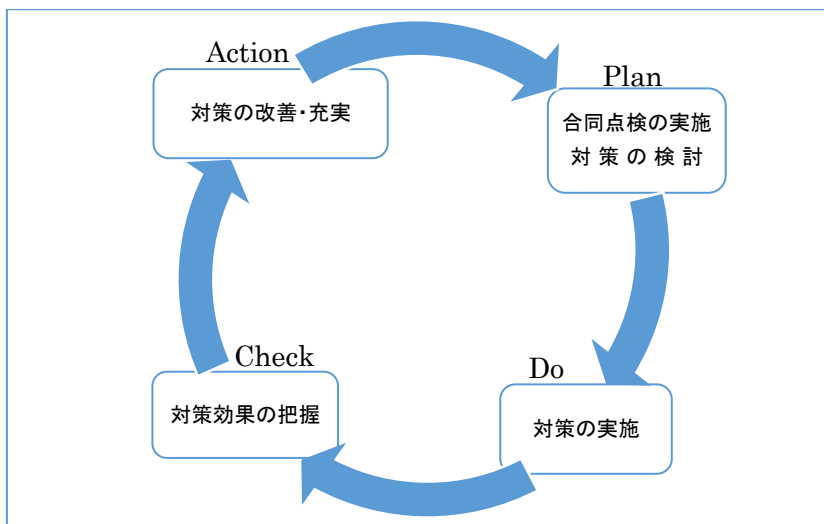
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路の安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検(Plan)

○合同点検の実施時期

- ・年度ごとに各小中学校からあがってきた通学路の危険箇所について、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、教育委員会、学校、道路管理者、警察署等が参加する合同点検を行う。(必要に応じて、PTA、自治会等の参加を求める。)

(3) 対策の検討(Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施(Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握(Check)

合同点検に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果があったのか、対策内容を検証し、今後の対策検討にいかしていきます。

(6) 対策の改善・充実(Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

点検効果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、三朝町ホームページ等で公表します。